

新クリーンセンター建設に係る環境影響評価準備書の意見に対する事業者見解

No.	準備書での該当箇所			意見内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1編 環境影響評価 第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第11節 植物 第12節 動物 第13節 生態系	5-11-1～ 5-13-46	<p>・クリーンセンターの建設について、私もゴミを出す人間の一人なので、避けて通れない問題ですが、おそらく人間が大方の原因で絶滅の危機にまで追い詰めしまった動植物がなんとか細々と命をつないでいる棲息地を、これでもかと破壊することに絶望的な思いがします。ヤエガワカンバやベニモンマダラなど直接打撃を受けるであろう種について、移植等の措置をとっていただくことは、少しホッとすれしく思います。</p> <p>・お願いしたいことは、工事中も供用後も、動植物の調査と必要な保護を続けていただきたいということです。人間の干渉により環境が破壊され大きく変わるので、時間の経過や諸条件により予想外の現象や新たな問題が生じてくると思います。</p> <p>・木々も草花も動物たちも、等しく地球に住む大切な仲間です。どうぞこれからもあたたかく見守ることを続けてください。</p>	<p>・本事業では、植物及び動物の注目すべき種のうち、影響が大きいと予測されたものに対し、環境保全対策を図ります。</p> <p>・具体的には、ヤエガワカンバ、オニヒョウタンボクといった樹種について個体の移植を行います。また、ベニモンマダラ(昆虫)については幼虫の食草であるクサフジの移植、クリロベッコウ(陸産貝類)については個体の移植を行います。その他、工事を行う区域の周辺に生育する植物及び生息する動物に対しては、粉じんの防止、林縁保護などの環境保全措置を講じます。</p> <p>・工事中及び供用後においては、これらの環境保全措置が確実に行われているかを確認するため、事後調査を実施します。事後調査では、移植を行った植物の生育状況及び移植を行った動物の生息状況をモニタリングするとともにその他の環境保全措置の実施状況や周辺環境の変化を確認し、必要に応じて追加の環境保全対策を実施してまいります。</p>
	第7章 事後調査計画	第1節 事後調査項目 の選定 第2節 事後調査計画	7-1～ 7-32		
2	第2章 対象事業の内容	第5節 事業計画	2-8	<p>・主灰・飛灰の中には、灰・スス・焼却灰など焼却ガス中に含まれる固体の粒子状物質・集じん灰・ばいじんのほかに、必ずセシウムがあるはず。従来の定められた調査項目にないからといってそれを含まないのは、現在の法令(規準?)からすると合致しているのかもしれませんが、いかにもお役所的です。</p> <p>・3.11の原発事故以来、長野市や上田市などはクリーンセンターの主灰・飛灰の中に含まれるセシウムについて毎月新聞報道で公表しています。(中野市・千曲市・東御市なども高い頻度で新聞報道されています)。それらの地域での検査の結果では(健康に影響はない程度という但し書きがあるとはいえ)毎回必ずセシウムが検出されています。しかるに佐久市では現在の中込地籍にあるクリーンセンターでのセシウムの状況を一般住民にわかるように新聞報道されることは希(まれ)です。この基本スタンスが問題です。過日の説明会の際には、「公表することが5つの重要項目のひとつに含まれているから大丈夫」ということでしたが、今まで3年間できていなかったことからしても、行政的な地元(平根地区)ではなく、地形的・地勢的な意味での実質上の影響を一番受ける可能性が高い「地元」といえる御代田町(特に面替地区・豊昇地区など)にとっては重大な関心事です。</p> <p>・「十分な手立てを講じるので安心・安全である」と毎回説明を受けますが、安易に信頼はできません。現在の中込地籍のクリーンセンターに関わるセシウムのベクレル・シーベルトをまずしっかり公表するという基本的姿勢を見せていただきたい。(「ホームページで毎回公表しています」では不十分です)。</p>	<p>・放射性物質について、長野県環境影響評価条例においては、その取扱いが明確ではなく、同条例技術指針でも示されておりません。環境影響評価法においては、放射性物質の適用除外規定を削除した改正法が平成27年6月1日から施行予定であり、現在、国で予測及び評価手法の検討が行われておりますので、今後、国の動向を踏まえた上で対応を図ってまいります。</p> <p>・佐久クリーンセンターでは、放射性物質の測定結果を佐久市のホームページで公表し、新聞報道においても、随時、公表しております。平成26年6月時点における放射性物質の測定結果は、飛灰に含まれるセシウムが299ベクレル/kg(セシウム134:79ベクレル/kg、セシウム137:220ベクレル/kg)で国の基準8,000ベクレル/kg以下、施設周辺の空間放射線量は0.05マイクロシーベルト/hで長野県の除染基準1マイクロシーベルト/h以下、排ガス中の放射性物質は不検出であり、問題のない値となっております。</p> <p>・また、新クリーンセンター稼働後においては、主灰及び飛灰について定期的に放射性物質の測定を実施してまいります。放射性物質を始め、施設運営に関する情報を積極的に公表し、地元及び関係地区と信頼関係の構築に努めてまいります。</p> <p>・なお、事業者における自主的な取り組みとして、大気質及び気象調査を行った地点において、現況把握のための空間放射線量の測定を行い、施設稼働後においても、同地点でモニタリングのための測定を実施し、その結果を公表してまいります。</p>

No.	準備書での該当箇所			意見内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
3	第2章 対象事業の内容	第2節 対象事業実施区域	2-2 2-3	<p>・「上舟ヶ沢、棚畑」地籍という地字名からして、建設予定地は適切な場所とはいえません。「舟ヶ沢」とは地形が舟底のようにえぐりとられた沢のことをいいます。これは地名学的にいて、過去に土砂崩れなしいしは土石流があった崩壊地籍を意味することは常識となっています。「今回のボーリング等による調査の結果では、その痕跡はない」との説明がありましたが、地名の方が過去の歴史を如実に物語っています。</p> <p>同じ御代田町塩野地区にも「舟ヶ沢」という地名を持つ地籍がありますが、その「舟ヶ沢」の崩壊による土石流出で大きな被害を被った歴史があります。</p> <p>また「棚畑」地籍は崩壊の結果できた幾分平坦な棚のような地形を意味しています。</p> <p>以上に加えて、今回の住民への準備書説明会では、「建築法にのっとって十分配慮して建設予定地の斜面強化を施す」という口頭による説明はありましたが、建設予定地に接する上方の地山(尾根から延びた支脈尾根の先端)を削って、その土を下方(県道方向)へならして建設予定地の面積を増やすことが説明会では明瞭に断面図等で説明されませんでした。地山方面にできる斜面、下方(北方・県道方面)へ増設する敷地とその直下の斜面、については、説明会に出席した人々には明確に認識する機会がありませんでした。合計3度(豊昇地区・JA伍賀支所・エコールみよたの計3回の説明会)にわたって出席した私(筆者)は今回「準備書」を縦覧して断面図を目にし、初めて認識できたわけです。</p> <p>いずれにしても、上記のことからして、建設予定地には不安・懸念をいだかざるを得ません。(これは、後述の2本目のアクセス道路のことにも関係します)。</p>	<p>・対象事業実施区域及びその周辺における地形の状況については、文献調査及び現地踏査を行っております。御代田町塩野地区の舟ヶ沢における土石流被害、また、対象事業実施区域の東側に位置する舟ヶ沢の上流部において山地から供給された土砂が堆積している箇所を把握しております。</p> <p>対象事業実施区域については、ご指摘の塩野地区とは異なり、主にスキー場開発で平坦地が造成され、現在の地形となっているものであり、当該区域内及びその周辺で行ったボーリング調査の結果から、これまでに地すべりや斜面崩壊、土石流などの発生があったことを示すものは認められていないことから、大規模な地形崩壊や土石流が発生する可能性は小さいものと予測しております。</p> <p>また、造成断面に係る安定計算の結果は問題ない値であり、盛土最大斜面は建築基準法に適合する補強等をしていくことから、土地の安定性を十分に確保できるものと考えております。</p>
4	第2章 対象事業の内容	第5節 事業計画	2-16	<p>・表2-5-3排ガスに関する想定計画値について。ばいじん・硫黄酸化物・窒素酸化物・塩化水素・ダイオキシン類が挙げられていますが、「微小粒子状物質(PM2.5)については、法令等で排出規準が定められていないが、今後煙突排ガスによる影響が想定された場合については、必要な措置を講じる計画である」と記されています。それは当然として、放射性物質(セシウム等)についても、同じように言及すべきです。</p>	<p>・放射性物質について、長野県環境影響評価条例においては、その取扱いが明確ではなく、同条例技術指針でも示されておりません。環境影響評価法においては、放射性物質の適用除外規定を削除した改正法が平成27年6月1日から施行予定であり、現在、国で予測及び評価手法の検討が行われております。今後、国の動向を踏まえた上で対応を図ってまいります。排ガス中の計画値につきましても、国の動向を注視しながら対応してまいります。</p>
5	第2章 対象事業の内容	第5節 事業計画	2-18	<p>・表2-5-7飛灰処理物に関する基準について。省令に基づいて設置してあるが、飛灰の中にはセシウムも当然含まれるわけであるので、放射性物質セシウムに関しても言及されるべきです。</p> <p>文字通り「省令に基づいて」となれば、現在の省令にはその合意がないものと推定されます。なんでも「省令どおりの守備範囲で」と考えられては、お役所仕事そのもので終わってしまいます。</p>	<p>・放射性物質を含む飛灰については、国において、放射性物質汚染対処特措法に基づく指定基準8,000ベクレル/kg以下の廃棄物であれば、従来と同様に廃棄物処理に係る現行法令に基づき最終処分ができるものとされております。現在、現行法令に基づき最終処分場における排水処理、覆土により周辺環境に有害物質が拡散しない管理が行われ、適切かつ安全に処理がされております。既存の佐久クリーンセンターにおいても、飛灰の測定結果が国の指定基準8,000ベクレル/kgを下回る値となっており、現行法令に基づき適切に処理を行っております。本事業における飛灰処理物についても、放射性物質を指定基準以下と想定し、廃棄物処理に係る現行法令に基づく基準としております。</p> <p>なお、主灰及び飛灰については、施設稼働後、定期的に放射性物質の測定を実施し、公表してまいります。</p>

No.	準備書での該当箇所			意見内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
6	第2章 対象事業の内容	第5節 事業計画	2-19	<p>・5-3)余熱利用設備について。「発電機により電気エネルギーに転換するほか、外部への熱供給のエネルギーとして利用し」とありますが、前者については大賛成です。</p> <p>しかし、後者「外部への熱供給のエネルギーとして利用し」については、具体的に提示されるべきです。予定地南方の尾根を南へ越えて、(行政的・法律的地元である)平根地区へパイプによって熱湯を送り温浴施設を南バラダ付近に建設するという当局の当初の目論見が平根地区の賛同を得られずに挫折し、温泉掘削の計画が新たに計画されています。それについては、異を唱えるものではありませんが、問題は「外部への熱供給のエネルギーとして利用し」の文言について、具体的に計画する必要があります。このままでは、せっかくの熱エネルギーを活用できないという愚に陥ることになります。操業後に一番影響を被ることが予想される(地勢的・生活環境的地元である)御代田町面替地区・豊昇地区等の住民の意見をぜひ問うてみるべきです。</p>	<p>・余熱利用設備については、発電利用を第一義として整備いたします。外部への熱供給に係るエネルギー利用については、今後、面替区及び御代田町などからご要望をお聞きし、検討をするため、協議を重ねてまいります。</p>
7	第2章 対象事業の内容	第5節 事業計画	2-19	<p>・5-5)「～飛灰は特別管理一般廃棄物として、‘廃棄物の処理及び清掃に関する法律’に定める方法により、重金属の溶出を防止する薬剤等で処理し、～移送する」とありますが、本当に「法律に定める方法により」「重金属の溶出を防止する薬剤等で処理」するだけで十分なのでしょうか。飛灰には主灰よりもセシウムが多く検出されるのが通常です。その対策をしっかり講じるべきです。</p>	<p>・放射性物質を含む飛灰については、国において、放射性物質汚染対処特措法に基づく指定基準8,000ベクレル/kg以下の廃棄物であれば、従来と同様に廃棄物処理に係る現行法令に基づき最終処分ができるものとされており、既存の佐久クリーンセンターにおいても、飛灰の測定結果が国の指定基準8,000ベクレル/kgを下回る値となっており、現行法令に基づき適切に処理を行っております。本事業における飛灰についても、放射性物質を指定基準以下と想定し、廃棄物処理に係る現行法令に基づき基準としております。</p> <p>なお、主灰及び飛灰については、施設稼働後、定期的に放射性物質の測定を実施し、公表してまいります。</p>
8	第2章 対象事業の内容	第5節 事業計画	2-20	<p>・6 電気量の見込みは9,000(MWH)/年間であるが、「発電のほか、場外への熱供給についても検討する」とあります。この件は上記「2-19」の「5-3)」と同じで、操業後に大きな影響を被ることが予想される(地勢的・生活環境的地元)である御代田町面替地区・豊昇地区等をはじめとして、御代田町の意見を是非聞く必要があります。</p>	<p>・余熱利用計画については、発電利用を第一義としております。外部への熱供給に係るエネルギー利用については、今後、面替区及び御代田町などからご要望をお聞きし、検討をするため、協議を重ねてまいります。</p>
9	第2章 対象事業の内容	第5節 事業計画	2-21	<p>・「クリーンセンターからの主灰及び飛灰の搬出は一日2台と想定する」とありますが、どこへ搬出するのが問われます。以前の説明会では「他県(県外)」ということでしたが、対象業者のみならず、先方自治体の十分な理解を得る必要があります。</p>	<p>・主灰及び飛灰の搬出先については、現時点において、県外を想定しておりますが、安全性、安定性及び経済性を十分に検証した上で、今後、決定してまいります。</p>
10	第2章 対象事業の内容	第5節 事業計画	2-21 2-22	<p>・3に「対象事業実施区域に至るルート県道草越豊昇佐久線を経由して」とありますが、正式名「長野県道156号草越豊昇佐久線」は豊昇地区及び面替地区を通過する路線です。2-22の図2-5-5で「ふるさと大橋」とあることから、また、3-5の図3-2-2(1)からしても、正しくはルートは「県道借宿小諸線～ふるさと農道」と表記しなおすべきです。</p>	<p>・想定搬出入車両ルートについては、主要ルートの市道6-74号線(南北線)から長野県道156号草越豊昇佐久線を経由して対象事業実施区域に至るルートを記載しております。御代田町のふるさと農道を経由する補助ルートについては、評価書で追記してまいります。</p>
	第3章 地域の概況	第2節 社会的状況	3-5		

No.	準備書での該当箇所			意見内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
11	第3章 地域の概況	第1節 地域の概要	3-1	<p>・「周辺には上平尾・横根・面替・豊昇などの集落が位置している」という文言からも、行政的・法律的地元(上平尾・横根)のほかに地勢的・生活環境的地元(面替・豊昇)を視野に入れていることはありがたいことですが、新クリーンセンター建設に際しては、後者住民ひいては御代田町の考え・意見・要望をしっかりと受けとめていただきたい。</p> <p>私(筆者)は新クリーンセンター建設に反対するものではありません。既に建設予定地の環境アセスメントも進行し、その予定で全てが動いています。その事実は重く受けとめねばならないと思います。しかし、長野県内のどこのクリーンセンターの主灰・飛灰からもセシウムが毎回検出されています。人体に影響がない極微量とはいえ「塵(チリ)も積もれば山となる」という諺があるように、将来に渡って長年蓄積されるならば、その影響は甚大なものになります。全く心配がない、安全であるということならば、一番機能的な中心地域に建設するはずですが、そうならないのは、結局はクリーンセンターはその地域にとっては迷惑施設であるからです。切望します。次回何十年後かに再建する際には、焼却施設は違う地域に建設していただきたい。それを基本合意書・協定書ないしは覚書として、地勢的・生活環境的地元(面替・豊昇・兎玉など)、ひいては御代田町と交わすべきです。</p>	<p>・事業者といたしましては、面替区及び御代田町などの考え、ご意見、ご要望を真摯に受け止めてまいります。施設の稼働年数については、現時点において、安全に稼働できる期間は施設を利用してまいりたいと考えております。今後、施設の更新時期を迎える前に、次期施設に係る整備計画の検討にあたりまして、事前に地元及び関係地区と十分に協議をしております。</p> <p>また、平成26年11月を目途に、施設の建設同意となる地区協定の締結に向けて、今後、地元及び関係地区、御代田町などと協議を重ねてまいります。</p>
12	第3章 地域の概況	第2節 社会的状況	3-19	<p>・「半径4km範囲内に御代田町に久能水源及び重の久保川水源がある」とありますが、3-19図3-2-8に図示されている通り、紀州鉄道別荘地自己水源(水源:表流水)があります。これについても当然配慮すべき事項です。</p>	<p>・紀州鉄道別荘地自己水源の記述については、評価書で追加してまいります。また、施設稼働後におけるモニタリング地点として、紀州鉄道別荘地の自己水源を追加し、調査を行ってまいります。</p>
13	第3章 地域の概況	第2節 社会的状況	3-25	<p>・大気質の説明がありますが、大気の中には長野市・上市市等の長野県内の焼却炉(クリーンセンター)の発表からも明白なようにセシウムが含まれています。セシウムの件について一言も言及がないのは残念です。(現在の法令ではその必要性がないという説明では不十分です)。</p>	<p>・第3章地域の概況においては、環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等について、本事業に係る状況を整理する部分となっております。このため、大気質に係る放射性物質については、現時点において、関係法令等による指定、規制等がないことから記載しておりません。</p>
14	第3章 地域の概況	第2節 社会的状況	3-38	<p>・悪臭防止法(～3-39)について。「対象事業実施区域及びその周辺では、臭気指数による規制は行われていない。(対象事業実施区域は規制地域に指定されていない)」とありますが、今後の見通ししないしは予定は?</p>	<p>・佐久市においては、特定悪臭物質(22物質)について、濃度の規制があり、都市計画法に基づく用途地域が指定されている地域に適用となっております。規制は、特定悪臭物質濃度と臭気指数の2方式があり、一つの地域において、いずれか一方を適用することとなっております。対象事業実施区域は、用途地域が指定されていないため、規制地域となっておりますが、本事業では、住居、商業、準工業系の用途の土地利用に該当する第1地域の規制基準値を想定計画値として設定しております。</p>
15	第3章 地域の概況	第2節 社会的状況	3-49	<p>・土壌、ダイオキシン類に関する環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく「ダイオキシン類に関する環境基準」が表3-2-46に示されているが、「3-25」の項と同様に問題です。</p>	<p>・第3章地域の概況においては、環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等について、本事業に係る状況を整理する部分となっております。このため、土壌に係る放射性物質については、現時点において、関係法令等による指定、規制等がないことから記載しておりません。</p>

No.	準備書での該当箇所			意見内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
16	第3章 地域の概況	第2節 社会的状況	3-58	<p>・図3-2-15にもある通り、予定地は「砂防法、土砂災害防止法に基づく‘指定’のある地籍です。予定地も東～北～南は土砂災害警戒区域(Y土石流)です。特に東側の舟ヶ沢は土砂災害特別警戒区域(R土石流)です。また、南方からのアクセス道路として予定されている高速道～「守芳院上方～腰越」も警戒区域です。搬入路としては安心できません。また、説明会では「クリーンセンター敷地へ入る道路は一本では心配なので、もう一本昔の赤線道路を改善してそこから入る道を作る」ということでしたが、それは、敷地へ入る直前の進入路にすぎないかと思えます。図の上で明確にその経路の説明が欠けていました。具体的にその経路の計画を示していただきたい。</p>	<p>・県道からの進入道路については、対象事業実施区域の南西側に整備する計画であります。一部が土砂災害警戒区域(土石流)に指定されていることを踏まえ、現時点において、北側にも進入道路を整備し、迂回路にする計画としております。その経路については、第2章第5節の2-12ページに記載しております。</p> <p>また、一部が土砂災害警戒区域に指定されている搬入道路(市道南北線)については、道路走行上の規制がありませんが、万が一、災害が発生した場合、仮設道路の整備、迂回路などにより対処してまいります。</p>
17	第3章 地域の概況	第2節 社会的状況	3-60	<p>・景観について。特に佐久市の第三セクターでもある北パラダがあります。平尾山周辺の冬場の観光のメインである北パラダを犠牲にしてまでも(デメリットを勘案してまでも)クリーンセンターをすぐ横に建設することは、単なる景観のみならず、利用者の心(精神的な面)に影響を与えることとなります。長い目で見ると、利用者が減少する可能性もあります。利用者へ与える影響については、慎重に配慮してください。</p>	<p>・佐久スキーガーデンパラダ(北パラダ)については、利用者への影響の観点から、交通への影響、景観などの調査、予測及び評価を行いました。今後におきましても、十分配慮してまいります。</p> <p>利用者へアンケート調査を行った結果、北パラダを利用する上で魅力を感じている点として「アクセスの良さ」をあげた利用者が最も多く、次いで「景観の良さ」となりました。</p> <p>これらを踏まえ、交通への影響については、工事期間と北パラダの営業期間が重なる場合、車両が交錯しないよう必要に応じて交通整理員の配置などの措置を行う計画としております。</p> <p>施設稼働時には、ごみ搬入車両等の台数が少ないことから影響は小さいものと予測しておりますが、車両が集中しないよう搬入時間の分散などの措置を計画してまいります。</p> <p>また、景観については、周辺環境に配慮した施設の色や形状を検討し、施設周囲に植栽を行い、緑化することにより、影響を緩和させるなど、積極的に保全措置を行ってまいります。</p>
18	第3章 地域の概況	第3節 自然的状況	3-72	<p>・気象の状況。図3-3-3の風配図からして、東風・西風が多いことがよく分かります。これは事前に予想できたことです。問題は、その風によって影響を受けるのは、地権者である地元(行政的・法制的な地元)である佐久市平根地区(横根・上平尾・下平尾・紅雲台)も考えられますが、むしろ地勢的・生活環境的地元である御代田町の面替・豊昇・児玉地区等への影響が大であるということです。この点をしっかり理解して、クリーンセンターの建設及び操業をしていただきたい。したがって、御代田町から挙げられる諸々の意見・要望等を真摯に受けとめる必要があることを銘記していただきたい。一部事務組合の諸般の方向性や決定にあたっては、数の論理で推進することは避けるべきです。</p>	<p>・事業者といたしましては、本環境影響評価の調査、予測及び評価の結果について、十分認識した上で、今後の工事及び施設稼働に反映してまいります。</p> <p>また、御代田町などからあげられるご意見、ご要望を真摯に受け止めるとともに、一部事務組合の運営にあたりましては、地元及び関係地区と信頼関係の構築に努めてまいります。</p>
19	第3章 地域の概況	第3節 自然的状況	3-73	<p>・御代田町。対象事業実施区域から至近の水源は、久能水源のほか紀州鉄道別荘地の自己水源もあります。後者についても、配慮は必要です。</p>	<p>・本事業は、プラントからの排水がないクローズドシステムを採用する計画であります。また、大気質に係る自主基準値を法令より厳しく設定しており、稼働後の大気質への負荷は小さく、大気質濃度は現状と変わらないものと予測しておりますが、施設稼働後におけるモニタリング地点として、紀州鉄道別荘地の自己水源を追加し、調査を行ってまいります。</p>

No.	準備書での該当箇所			意見内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
20	第3章 地域の概況	第3節 自然的状況	3-83	<p>・4で「対象事業実施区域の一部が、土石流に係わる土砂災害警戒区域に指定されている」とあります。また、5の「災害履歴等～」では特別な言及がなされていないが、(また、説明会では「ボーリングの結果からは過去に土砂災害の起きた形跡はない」と説明されましたが)、「舟ヶ沢」という地名(地名学では過去に土砂災害や崩壊があって、沢が舟底形に削られていることを証明する地名です)や、北パラダスキー場のグレンデの造成によって周辺は大いに改変され、予定地の上部に樹木の無い土地が広がっていることなどからして、土砂災害や崩壊が起きる可能性があることを十分に考慮する必要があります。</p>	<p>・対象事業実施区域については、主にスキー場開発で平坦地が造成され、現在の地形となっているものであり、当該区域内及びその周辺で行ったボーリング調査の結果から、これまでに地すべりや斜面崩壊、土石流などの発生があったことを示すものは認められていないことから、大規模な地形崩壊や土石流の発生する可能性は小さいものと予測しております。</p> <p>また、造成断面に係る安定計算の結果は問題ない値であり、盛土最大斜面は建築基準法に適合する補強等をしていくことから、土地の安定性を十分に確保できるものと考えております。</p>
21	第3章 地域の概況	第3節 自然的状況	3-105	<p>・表3-3-10 主要な眺望点の状況にもあるように、全10地点のうち、佐久市方面からの「平尾山公園・平尾大社本殿」からの眺望はありません。(つまり、クリーンセンターは見えないこととなります)。これは平尾山～腰越の尾根に遮られて見えないわけです。このことからしても、一部事務組合の理事者は地権者である地元(行政的・法制的な地元:佐久市平根地区)と地勢的・生活環境的地元(御代田町の面替・豊昇・児玉地区等)との兼ね合いを十分に考慮する必要があります。</p>	<p>・一部事務組合の運営にあたりましては、地元及び関係地区との兼ね合いを十分に考慮してまいります。</p>
22	第3章 地域の概況	第3節 自然的状況	3-112～ 3-118	<p>・大気質。従来の佐久測定局(佐久合庁)、佐久市役所の測定のみでは、(たとえそれが法令上で十分とされているとしても)、建設予定地からあまりにも離れすぎています。クリーンセンター建設後になるかもしれませんが、大気質のモニタリング調査にあたっては、大きな影響を受ける可能性のある地点を加えることが必須です。</p>	<p>・第3章地域の概況においては、対象事業実施区域の周辺地域について、概況を把握する目的で既存資料の整理を行っております。このため、対象事業実施区域周辺に位置する測定局として、一般環境大気測定局である佐久測定局の測定結果を整理しました。</p> <p>また、施設稼働後のモニタリングをするため、事後調査として一般環境6地点、沿道環境3地点において、現地調査を行う計画としております。</p>
23	第3章 地域の概況	第3節 自然的状況	3-123	<p>・「対象事業実施区域の近傍には、地下水や土壌汚染に関する既存資料や指定地域はない」とありますが、それはそれとして、大変望ましいことですが、大事なことは今回の環境アセスメントでの数値と、クリーンセンター稼働後の数値の追跡的なモニタリング調査との差異とその公表です。(もちろん、変化があってはならないことですが)。モニタリング調査の見通しや計画、結果の公表などの予定について説明願います。</p>	<p>・事後調査については、工事及び施設稼働による影響をモニタリングするため、実施してまいります。現時点における調査項目及び計画については、第7章に記載しております。</p> <p>また、事後調査の結果については、長野県環境影響評価条例により知事及び関係市町村長に事後調査の報告をすることが規定されておりますが、組合等のホームページで公表するとともに、情報紙を発行し、地域住民の皆様への回覧を行ってまいります。</p>
24	第4章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	第3節 選定の理由	4-8	<p>・焼却施設の稼働。「焼却施設の稼働に伴い排ガスの大気質への影響が考えられる。対象事業実施区域及びその周辺は平坦地形ではなく、地形を考慮した環境影響評価が必要である」とあります。そして、廃棄物の排出処理について「発生する主灰・飛灰を搬出するが、適切に処理することから、大気質への影響は極めて小さいと考えられる」とあります。「適切に処理するから～大気質への影響は極めて小さいと考えられる」という論理は曖昧です。「適切に処理する」とは具体的にはどういうことなのか、その方法や手立ては？具体的にお示し下さい。</p> <p>また、「大気質への影響は極めて小さいと考えられる」ということは、「大気質への影響がある」という含意があります。その「大気質への影響がある」可能性が高いのは、やはり地勢的・生活環境的地元(御代田町の面替・豊昇・児玉地区等)です。←この件に関しては前述の通りです。</p>	<p>・主灰及び飛灰については、搬出の際に考えられる影響として、灰が周辺環境へ飛散することがあげられます。これを防ぐため、搬出車両への積替えは建物内とする、飛灰は薬剤処理を行った上で搬出する、搬出の際は積込部分を密閉するなどの対策を講じる計画としております。これらの具体的な方法については、評価書で追記します。</p> <p>また、今後におきましても、地元及び関係地区に対しましては、十分配慮してまいります。</p>

No.	準備書での該当箇所			意見内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
25	第4章 環境影響評価の 項目並びに調査、 予測及び評価の 手法	第3節 選定の理由	4-12	・「焼却施設の稼動に伴う悪臭、排ガス由来の悪臭、施設からの悪臭漏洩が考えられる」とありますが、その観測方法・調査方法と対応策・手立ては?	・悪臭については、施設稼動時に影響が考えられることから、調査、予測及び評価を行い、その詳細を第5章第5節に記載しております。既存の佐久クリーンセンターにおいて、悪臭調査を実施した結果、特定悪臭物質濃度は基準以下、臭気指数は10未満となっていました。新クリーンセンターでは、既存施設と同等以上の悪臭防止対策を実施する計画であることから、悪臭による影響はないものと予測しております。具体的には、高温処理による臭気の分解、エアカーテンなどによる悪臭漏洩防止対策の実施、清掃等維持管理の徹底など、環境保全措置を講じる計画としております。 また、施設稼動後は、対象事業実施区域、面替地区及び北パラダセンターハウスにおいて、事後調査を実施する計画としております。
26	第4章 環境影響評価の 項目並びに調査、 予測及び評価の 手法	第3節 選定の理由	4-15	・表4-3-16「焼却施設の稼動に伴い、排ガス由来の土壌への影響が考えられる」とありますが、これは「排ガス由来の土壌へのセシウムの影響が考えられる」ということに直結します。例の「適切に処理する」ので「安全」という論理は安易すぎます。	・土壌については、施設稼動時に排ガス由来のダイオキシン類による影響が考えられることから、調査、予測及び評価を行い、その詳細を第5章第8節に記載しております。施設の稼動年数を30年間と仮定した場合においても、環境基準値を十分に下回るものと予測しており、影響はないものと考えております。 また、施設稼動後は、対象事業実施区域周辺における大気環境、環境保全措置の実施状況などを確認するため、事後調査を実施し、その結果を公表してまいります。 なお、土壌中の放射性物質について、長野県環境影響評価条例においては、その取扱いが明確ではなく、同条例技術指針でも示されておりません。環境影響評価法においては、放射性物質の適用除外規定を削除した改正法が平成27年6月1日から施行予定であり、現在、国で予測及び評価手法の検討が行われておりますので、今後、国の動向を踏まえた上で対応を図ってまいります。
27	第4章 環境影響評価の 項目並びに調査、 予測及び評価の 手法	第3節 選定の理由	4-30	・「廃棄物の排出処理」で「温室効果ガスが発生する」とあるが、また、「～発生するが影響は極めて小さいと考えられる」とありますが、なぜ「極めて小さいと考えられる」のか。その「極めて小さい」ものが長年積み重なると、甚大な影響を生じることになります。特に、すぐ隣接して冬場は北パラダのスキー場があります。また、前述数項目とも関係しますが、そのような影響が生じる可能性があるということは、それらよりも難題な放射性物質セシウムの漏洩(大気中に出て、それが近傍の大気を汚染したり、土壌に蓄積する)の可能性も否定できません。(もちろん、当事者から「そうですね」という言葉は期待出来得ません)。	・廃棄物の排出及び処理による温室効果ガスの発生については、灰搬出車両の走行によるものが考えられますが、灰搬出車両台数は1日当たり2台の計画であることから、排出量は極めて小さいものと考えております。一般的に温室効果ガスによる影響は、広域的なものであり、隣接する北パラダへの影響はないものと考えております。 また、施設稼動後は、対象事業実施区域周辺における大気環境、環境保全措置の実施状況などを確認するため、事後調査を実施し、その結果を公表してまいります。 なお、放射性物質については、前述のとおりであります。
28	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質	5-1-1～ 5-1-4	・調査地点全19のうち12地点が御代田町地籍です。佐久市地籍は横根地区・上平尾地区及びパラダゲレンデだけです。このことから、佐久市が御代田地籍に配慮して下さっていることが分かりますが、言い換えれば、いわゆる行政的・法制的地元(平根地区)よりもやはり地勢的・生活環境的地元(面替・豊昇・児玉地区等)への懸念が大きいのということと裏腹になります。	・一般環境大気質の調査地点については、予測を行う上で必要な地点のほか、地元及び関係地区からのご要望を受けて追加したことから、佐久市地籍が8地点、御代田町地籍が11地点、合計で19点を選定しております。これらの地点のいずれについても、環境保全措置を講ずることにより、環境基準値を下回り、影響は小さいものと予測しておりますが、今後におきましても、地元及び関係地区に対しましては、十分配慮してまいります。
29	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質	5-1-6～ 5-1-7	・降下ばいじん調査結果。特に秋季小田井地区(荒田)・横根地区(鳥原集会場、横根公会場)が他地区よりも極めて良好です。このことは、他地区の動向も含め、稼動後の追跡調査(モニタリング)の大事なバロメーターとなります。	・降下ばいじんについては、小田井地区(荒田集会場)、横根地区(鳥原集会場、横根公会場)、上平尾地区(平根小学校)の4地点において、他地点と比較して高めの値を示しており、特に秋季に高くなっておりますが、これらの地点については、本事業による降下ばいじんの影響はないものと予測しております。 また、小田井地区(荒田集会場)、上平尾地区(平根小学校)の2地点においては、降下ばいじんの事後調査を実施する計画であるため、現況調査の結果について留意してまいります。

No.	準備書での該当箇所			意見内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
30	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第11節 大気質	5-1-12～ 5-1-13	・浮遊粒子状物質調査結果は表で見る限り18観測地点とも大差はない。このことも前項同様に稼働後の追跡調査(モニタリング)の大事なバロメーターとなります。	・浮遊粒子状物質については、すべての調査地点において、環境基準の1時間値及び日平均値を下回っており、地点間の値の差も小さいものとなっております。なお、本事業による浮遊粒子状物質の影響は現況の濃度と比較して小さいものと予測しております。事後調査の実施に当たっては、現況調査の結果について留意をしております。
31	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質	5-1-17	・町道東林2号線(通称「ふるさと農道」)は秋季に他地点より抜きんで降下ばいじん量が多いことが判明しますが、現在でさえ大きな課題です。「ゴミ収集車の通過に伴う増量はあまりない」との説明がありましたが、この件の解消については関係機関で真摯に取り組む必要があります。	・町道東林2号線(通称:ふるさと農道)における降下ばいじんについては、特に秋季の調査結果が他の地点と比較して高くなっておりますが、他の時期については大きな差がみられませんでした。施設稼働後のごみ搬出入車両による影響については、可能な限り小さくなるよう努めてまいります。
32	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質	5-1-21～ 5-1-23	・季節にもよりますが、年間を通じて「東風」と「西風」が多いことが分かります。このことは、平尾山系によって遮られた南方の佐久市への影響は少ないが、地勢的・生活環境的地元(面替・豊昇・児玉地区等)には影響が大きいことを示しています。このことを真摯に受けとめて、事業を進める必要があります。	・事業者といたしましては、本環境影響評価の調査、予測及び評価の結果について、真摯に受け止めて事業を進めてまいります。
33	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質	5-1-48～ 5-1-57	・上層気象の風向で、面替地区の農地における上層風向の高度別出現頻度は高度50m・100m・200m・300m・500m・1000mの全てで西方からの風の出現頻度が一番高いことがわかります。このことは、前項同様の影響を示しています。	・上層気象調査については、西方からの風の出現頻度が多くなっております。この結果や地形の状況を踏まえて、大気質の影響が最も大きくなる地点においても環境基準値を十分下回るものであり、問題のない値を予測しております。事業者といたしましては、本環境影響評価の調査、予測及び評価の結果について、真摯に受け止めて事業を進めてまいります。
34	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質	5-1-63	・表5-1-32(2)大気質に係わる予測の内容及び方法(存在、供用)による影響。焼却施設の稼働に伴い予測事項として煙突排ガスからの二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質・塩化水素・ダイオキシン類が挙げられていますが、すでに前項までに度々述べてきました「放射性物質(セシウム)」についての言及がありません。(このことに対する意見は前述した通りです)。	・放射性物質について、長野県環境影響評価条例においては、その取扱いが明確ではなく、同条例技術指針でも示されておりません。環境影響評価法においては、放射性物質の適用除外規定を削除した改正法が平成27年6月1日から施行予定であり、現在、国で予測及び評価手法の検討が行われておりますので、今後、国の動向を踏まえた上で対応を図ってまいります。
35	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質	5-1-100～ 5-1-107	・特に5-1-107の風向・風速を見ると、クリーンセンター建設予定地点から東方へ平尾山山系の北面～森泉山山系と続いているが、面替地区(農地)・豊昇地区(梨沢公園)・豊昇地区(成穂寺付近)・豊昇地区(豊昇園付近)は矢印が小さいことがわかります。これは、以前の説明会から私(筆者)が複数回に渡って指摘した通り、西風・クリーンセンター方面から東方へ流れてきた大気が、上記山系の地形のために(箕の中に捕えられたように)淀んでいることを表わしている証拠です。したがって、面替～豊昇地区への大気の影響が大きいものと予想がつきます。	・大気質の予測においては、地形の状況を踏まえて、風の場の推計を行っております。風速の弱い場所があることを踏まえて、予測を行っておりますが、大気質の影響が最も大きくなる地点においても環境基準値を大きく下回ることから、影響は小さいものと予測しております。
36	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質	5-1-120	・表5-1-90(5)施設の稼働に伴う大気質予測結果(ダイオキシン類、年平均値)の年平均寄与濃度をみると、面替地区(上尾崎付近)・面替地区(大星神社境内広場)・豊昇地区(梨沢公園)・豊昇地区(成穂寺付近)が他点よりも極めて高い。このことは前項の気象状況とも関係するものと推測されます。	・ご指摘のとおり、地点間で年平均値寄与濃度の差があり、これは地形によるものと考えております。ただし、現況濃度(バックグラウンド濃度)と比較して、寄与濃度は小さく、これらを足し合わせた値も環境基準値を大きく下回ることから、影響は小さいものと予測しております。
37	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質	5-1-121～ 5-1-123	・上記のことは二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質・ダイオキシン類のそれぞれの図においても明白です。(解釈はNo.36の事項と同じになります)。	・意見No.36の回答と同様です。

No.	準備書での該当箇所			意見内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
38	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第4節 低周波音	5-4-9	<p>・供用時における焼却施設の稼働に伴う低周波音による影響について、「予測方法を佐久市現有施設(佐久クリーンセンター：流動床式)の現況調査結果に基づく定性的手法とした」とあるが、新クリーンセンター(ストーカ式)とは種類が異なるので、不適當ではないでしょうか。第5章第5節「悪臭」の調査結果を大事にするとともに、継続調査によって比較検証することが肝要です。(その計画をお示しいただきたい)。</p>	<p>・低周波音の主な発生源は、送風機やファンであり、これらの設備規模は、施設規模により決まってくること、また、焼却炉本体は建屋内に設置されることから、同程度の規模である佐久クリーンセンターとの比較は妥当であると考えております。本事業においては、設備機器や建築材料に係る最新技術を基に設計を行い、対策型設備機器の使用や設備機器の工場棟内設置など、環境保全措置を講じることから、既存施設より、更に影響は小さくなるものと予測しております。</p> <p>また、施設稼働後は、対象事業実施区域、面替地区及び佐久スキーガーデンパラダ(北パラダセンターハウス)において、事後調査を実施する計画としております。</p>
	第7章 事後調査計画	第2節 事後調査計画	7-28		
39	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第10節 地形・地質	5-10-9	<p>・表5-10-4土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域の指定状況を見ると、舟ヶ沢は前者であり、予定地北側(下方)から南方のアクセス道路予定経路は後者の指定を受けていることになります。原点にかえて考えると、今般のクリーンセンター建設予定地は、その観点からすると極めて危険箇所ともいえます。</p>	<p>・対象事業実施区域においては、南側の一部が土砂災害警戒区域に指定されておりますが、本事業の実施に当たっては、事業者としてできる限り安全確保に努めてまいります。工事中及び施設稼働時における地形及び土地の安定性への影響については、安全な掘削工法の検討、計画及び設計時の配慮、適切な建物基礎の施工、土砂災害防止法に基づく対策をとるなど、万全な環境保全措置を講じることで土地の安定性を十分に確保してまいります。</p>
40	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第10節 地形・地質	5-10-9	<p>・「対象事業実施区域及び周辺で実施したボーリング調査結果では、地質の中に土石流堆積物が認められず、対象事業実施区域については、これまで土石流の到達履歴はない」と評価(考察)していますが、一このことについては、「No.2 2-2及び2-3」で述べた通りです。また、「舟ヶ沢」のどの地点を調査したのでしょうか。2本目のバイパスといえる搬入道路の取り付けとも大きく係わってくることです。</p>	<p>・対象事業実施区域における土石流については、意見No.3の見解と同様です。また、ボーリング調査は、対象事業実施区域内6地点、周辺地域2地点で実施し、このうち、東側の3地点が舟ヶ沢近隣になり、第5章第7節の5-7-3ページに位置を記載しております。県道からの進入道路を含め、工事中及び施設稼働時における地形及び土地の安定性への影響については、意見No.39の見解と同様です。</p>
41	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第10節 地形・地質	5-10-14～ 5-10-15	<p>・造成断面図を見ると、南半分を切土し、それを施設の北半分に盛土する計画ですが、その結果、地盤が軟弱化するおそれがあります。山側と谷側に生じる現在よりも大きくなる斜面については、「建築法にのっとり適正な工法で斜面を造成する」という説明が口頭でありましたが、下方の斜面は現在の県道からどのくらい離れた位置になるのでしょうか。また、その斜面の高さも問題になります。切土した側(山側)には断崖が生じ、盛土した側(谷側・北側)は地盤が弱く崩壊する可能性もあります。特にそこにはアクセス道路(搬入道路)が通過することになっているわけです。ますます第二の搬入道路の設置箇所・経路が問題になってきます。</p>	<p>・造成計画については、現時点において、下方の斜面を県道から約20m離れた位置とし、高さを約12mと想定しております。造成平面図及び断面図については、第5章第10節の5-10-14及び15ページに記載しておりますが、評価書では詳細に示してまいります。県道からの進入道路を含め、工事中及び施設稼働時における地形及び土地の安定性への影響については、意見No.39の見解と同様です。</p>
42	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第11節 植物	5-11-1～ 5-11-31	<p>・第11節植物5-11-1以降～。施設の排水・屋外夜間照明の影響・地下水の影響等を最小限にする手立ては具体的にはどのようなことを計画しているのでしょうか。「5-12-81」の表5-12-37の環境保全措置の忠実実施とも関係します。</p>	<p>・施設の排水については、プラント排水は無放流とし、生活及び雨水排水については適切な処理の後、公共用水域に放流する計画としております。屋外夜間照明の影響については、照明器具内に光の照射範囲を限定する器具を取り付けることや、可能な限りセンサー式照明を用いるなどの環境保全措置を講じる計画でおります。地下水の影響については、地下水位の状態の変化が生じる可能性は小さいものと予測しておりますが、事後調査においてモニタリングしてまいります。</p> <p>これらの環境保全措置の実施状況や周辺環境の変化を事後調査で確認し、その結果を県、関係市町、地元及び関係地区に報告してまいります。</p>
		第12節 動物	5-12-1～ 5-12-84		

No.	準備書での該当箇所			意見内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
43	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第14節 景観	5-14-13	<p>・北パラダについて。パラダスキー場は南にもありますが、実質は建設予定地のある北パラダが冬季の生命線です。予測地点から景観の変化の状況(表5-14-6)にあるように、景観への影響が極めて大きいことが予想されます。その対応策として「6-23」では「施設の形状等の検討」「施設の色彩等への配慮」「周辺景観に調和する緑化の実施」を挙げていますが、利用者(観光客)にとっては、北パラダスキー場へ来てスキーを滑って、その後に温浴施設利用ということが頭にあれば、景観の疎外感も若干は緩和されことと推測されます。本来的には温浴施設は「焼却炉の余熱を利用する」という建て前上からも、南側ではなくまずは北パラダ付近に建設されてしかるべきです。(しかし、これは行政的・法制的地元である平根地区と佐久市当局との約束の関係もあるので、「掘削した上での温浴施設を南パラダ付近に」というその構想とは別ものとして、焼却炉の余熱利用という観点から考えなければならぬこととなります。)</p>	<p>・佐久スキーガーデンパラダ(北パラダ)については、利用者への影響の観点から、交通への影響、景観などの調査、予測及び評価を行いました。今後におきましても、十分配慮をしております。</p> <p>また、余熱利用計画については、発電を第一義としておりますが、外部への熱供給に係るエネルギー利用については、今後、検討をしております。</p>
44	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第15節 触れ合い活動の 場	5-15-9	<p>・パラダの利用状況は北パラダのウインタースポーツが第一です。5-15-11からもそのことは言えます。特に「景観がよい」「アクセスがよい」などは現在の北パラダの長所といえます。クリーンセンターが建設されることによって、この利点を損なわないように慎重に進める必要があります。(利用者の意見を聞くことも大切にしたい)。</p>	<p>・佐久スキーガーデンパラダ(北パラダ)については、利用者への影響の観点から、交通への影響、景観などの調査、予測及び評価を行っており、今後も、十分配慮をしております。</p>
45	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第16節 廃棄物等	5-16-6～ 5-16-7	<p>・「主灰及び飛灰については溶出量基準及び含有量(一何の含有量?)基準を確認の上、適正に埋め立て処分または資源化する。なお飛灰については事前に安定化のための薬剤処理を行なう」とあります。これは環境保全措置の5種類のうちの「低減」です。放射性物質セシウムについては言及がありませんが、単なる「低減」では不完全です。そのことについては、どのように計画しているのでしょうか。(「環境アセスに関する法令ではセシウムに関わることにはふれなくていいことになっています」では実際には済まないこととなります)。</p>	<p>・放射性物質を含む主灰及び飛灰については、国において、放射性物質汚染対処特措法に基づく指定基準8,000ベクレル/kg以下の廃棄物であれば、従来と同様に廃棄物処理に係る現行法令に基づき最終処分ができるものとされており、既存の佐久クリーンセンターにおいても、飛灰の測定結果が国の指定基準8,000ベクレル/kgを下回る値となっており、現行法令に基づき適切に処理を行っております。本事業における主灰及び飛灰については、放射性物質を指定基準以下と想定し、廃棄物処理に係る現行法令に基づき適正処分としてまいります。</p> <p>また、主灰及び飛灰については、施設稼働後、定期的に放射性物質の測定を実施し、公表してまいります。</p> <p>なお、ご指摘の溶出量及び含有量については、第2章第5節の2-18ページに記載しておりますが、溶出量については水銀等の7項目、含有量についてはダイオキシン類の1項目を定めています。</p>
46	第6章 総合評価	第1節 総合評価	6-1	<p>・「工事中及び稼働後における調査・検証」を文面通り実施することは当然のこととして、更にその結果を定期的に公表すべきです。(「問い合わせに答えます」「ホームページで公表します」では、地域の多くの人々には分かりません)。その方法を適切に工夫していただきたい。</p>	<p>・工事中及び施設稼働後において、環境に関わる事後調査を実施することで、環境影響評価で予測した結果との検証を行ってまいります。その結果については、組合等のホームページで公表するとともに、情報紙を発行し、地域住民の皆様への回覧を行ってまいります。</p>
47	第6章 総合評価	第1節 総合評価	6-13	<p>・表によると「焼却施設の稼働に伴う煙突排ガスによる土壌中のダイオキシン類濃度」の予測結果をみると、対象事業実施区域は0.931pg-TEQ/gと一番低くて良好です。豊昇地区(豊昇園)は10.351pg-TEQ/gで最悪であり、次に広戸地区が8.248pg-TEQ/gであり、児玉地区が6.068pg-TEQ/gでワースト3です。いずれも環境保全のための目標値よりも低い数値ではありますが、予定地での焼却施設の稼働により、今後ますます特にワーストスリーの地域は危険に晒されます。ダイオキシン類のみならず、他の排ガス中に含まれる可能性のある物質、特にセシウムについては不安を拭いきれません。「これだけは決して煙突から外へは出ません」という約束は信じることは不可能です。なぜか。それは、今まで日本では経験がなく、国の基準さえあやふやな状況があるからです。</p>	<p>・放射性物質については、長野県環境影響評価条例においては、その取扱いが明確ではなく、同条例技術指針でも示されておりません。環境影響評価法においては、放射性物質の適用除外規定を削除した改正法が平成27年6月1日から施行予定であり、現在、国で予測及び評価手法の検討が行われておりますので、今後、国の動向を踏まえた上で対応を図ってまいります。</p>

No.	準備書での該当箇所			意見内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
48	第6章 総合評価	第1節 総合評価	6-13	<p>・上記の項目の環境保全措置として「排ガス濃度の低減」「排ガス濃度(ダイオキシン類)の管理」の2点だけが挙げられているだけです。評価結果では『ダイオキシン類対策については、設備面、運転管理面等による技術的部分において十分な対策を講じ、法規制値を下回る厳しい自主規制値の遵守を徹底する。以上のことから環境への影響の緩和に適合するものと評価する』と述べていますが、「技術的部分において十分な対策を講じ」「法規制値を下回る厳しい自主規制値の遵守を徹底する」と強調されていますが、だからといって「以上のことから環境への影響の緩和に適合するものと評価する」ということには直結できません。具体性を欠く上に、それを管理する人間のこと、ソフト面の補強が肝心です。</p>	<p>・計画施設については、公害関係法令等に適合し、これを遵守し得る構造及び設備を整備してまいります。合わせて、施設稼働時に配置される職員に対しましては、施設の操業に必要な運転管理、点検などについて、教育指導計画に基づき徹底した教育指導を行ってまいります。</p>
49	第6章 総合評価	第1節 総合評価	6-29	<p>・焼却施設の稼働に伴う温室効果ガス等による影響に対する環境保全措置(5点)のうち、最初に「熱回収による発電及び余熱利用」が述べられていますが、前述したように「余熱利用」については(特に温浴施設にからめて)歌い文句で終わらないようにしていただきたい。</p>	<p>・余熱利用計画については、発電を第一義としておりますが、外部への熱供給に係るエネルギー利用については、今後、検討をしてまいります。</p>
50	第7章 事後調査計画	第1節 事後調査項目の選定	7-5	<p>・ダイオキシン類について「現地調査をせず、大気質に係わる事後調査結果を利用する」と述べられていますが、施設稼働前と稼働後の変移を見る上で、それでは不十分どころか、必要不可欠の条件を満たさないこととなります。</p>	<p>・施設稼働に伴う周辺環境への影響については、環境保全措置を適切に実施することにより、十分小さくできるものと考えております。今後、準備書に係るご意見を踏まえて、さらに環境負荷の低減に努めてまいります。また、工事中及び施設稼働後における事後調査において周辺環境のモニタリングを行うとともに、実際に行った環境保全措置を明らかにし、必要に応じて追加的な措置を講じてまいります。</p>
51	第7章 事後調査計画	第1節 事後調査項目の選定	7-9	<p>・表7-1-21「廃棄物の排出・処理は事後調査は行わない」と述べ、その理由として「施設の稼働に伴って発生する廃棄物は適正に処理することから事後調査は行わない」としています。これでは、納得できません。「廃棄物は適正に処理することから」の具体的な中味、方策、計画が不可欠です。しかのみならず、「事後調査は行わない」というスタンスには落胆を禁じえません。不信感がつのります。</p>	<p>・施設稼働に伴う廃棄物の事後調査については、ご指摘のとおり現地での調査は実施いたしません。施設の稼働状況や環境保全措置の実施状況を確認することとしております。施設の稼働状況の確認項目として廃棄物発生量等について調査するとともに、実際に行った保全措置を確認し、事後調査報告書の中で明らかにしてまいります。</p>
52	第7章 事後調査計画	第2節 事後調査計画	7-11	<p>・表7-2-1(1)大気質の事後調査計画の中に、「降下ばいじん・一酸化窒素・二酸化窒素・浮遊粒子物質」とだけあります。(←ここには述べられてはいませんが以前約束したように放射性物質セシウムのことも含められていることを確認したいと思います)。</p>	<p>・放射性物質については、長野県環境影響評価条例においては、その取扱いが明確ではなく、同条例技術指針でも示されておりません。環境影響評価法においては、放射性物質の適用除外規定を削除した改正法が平成27年6月1日から施行予定であり、現在、国で予測及び評価手法の検討が行われておりますので、今後、国の動向を踏まえた上で対応を図ってまいります。</p> <p>なお、事業者における自主的な取り組みとして、大気質及び気象調査を行った地点において、現況把握のための空間放射線量の測定を行い、施設稼働後においても、同地点でモニタリングのための測定を実施し、その結果を公表してまいります。</p>

No.	準備書での該当箇所			意見内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
53	第7章 事後調査計画	第2節 事後調査計画	7-12	<p>・大気質の事後調査地点がなぜ施設敷地内の西端のみなのか。これでは不十分です。(もともと、「7-22」の地点を調査するので、「施設敷地内についていえば西端で調査する」のでしょうか?)。いずれにしても、西風が一番多いので「東端」についても調査が必須です。</p>	<p>・工事による影響に対する大気質については、第7章第2節の7-12ページに事後調査地点を示しておりますが、現時点において、西端のみで考えております。工事中の建設機械による影響については、工事工程や対象事業実施区域の気象調査結果を基に予測した結果を第5章第1節の5-1-81～83ページに記載しております。対象事業実施区域の西側が最大着地地点となっておりますが、これは、当該区域の地上気象が上層気象と異なり、地形の影響を受けた風となっており、最多出現風向が北東となっているためであります。建設機械の排気については、地上5m程度で拡散することから、地上気象調査結果に基づき予測を行っております。</p> <p>また、焼却施設の稼働による影響に対する大気質については、第7章第2節の7-22～24ページに事後調査地点を示しております。</p>
54	第7節 事後調査計画	第2節 事後調査計画	7-22	<p>・大気質の事後調査計画(焼却施設の稼働による影響)として、二酸化硫黄・一酸化窒素・二酸化窒素・浮遊粒子状物質・塩化水素・ダイオキシン類・降下ばいじん・地上気象(風向、風速)としていますが、調査地点は現況調査地点のうち6地点(面替・豊昇・児玉・上平尾・南パラダ・小田井)としていますが、これだけでは不十分です。(高原野菜で生活が成り立っている広戸・草越地区も、今後安全安心な野菜であるということを示すためにも必要です)。</p>	<p>・大気質の事後調査地点については、現時点において、6地点で考えております。施設稼働に伴う周辺環境への影響については、環境保全措置を適切に実施することにより、十分小さくできるものと考えておりますが、今後、準備書に係るご意見を踏まえて、さらに環境負荷の低減に努めてまいります。また、工事中及び施設稼働後における事後調査において周辺環境のモニタリングを行うとともに、実際に行った環境保全措置を明らかにし、必要に応じて追加的な措置を講じてまいります。</p>
55	第2編 方法書に関する 審議経過 第2章 住民の意見及び 事業者の見解	—	2-2-11	<p>・「セシウム等の放射性物質については長野県環境影響評価技術指針の中でも調査項目に示されていないものであり、今回の調査及び予測評価でも対象としていない計画であります。環境影響評価とは別に、事業者の自主的な取り組みとして、放射性物質に係わるモニタリング調査を実施する計画です」と述べられています。それを是非実行していただきたい。</p> <p>昨年度(平成25年12月)に第一回目の放射性物質セシウムの調査をしましたが、空間線量率(シーベルト)を測定しただけです。いずれの地点も長野県の除染基準である1マイクロシーベルト未満であったことは良いことですが、同じ地点の土壌(土地)の放射線量(ベクレル)の調査は実施したのでしょうか。私(筆者)の知る限り、実施したという説明及び数値の公表はなかったと記憶しております。</p> <p>稼働後のモニタリング調査では「空間(シーベルト)」だけでなく「土壌(ベクレル)」の調査も必須です。</p> <p>また、一番大事なことは、焼却炉建設・稼働前の数値(現在の数値)をしっかりと記録しておくことです。その後稼働してから定期的にその数値を調査することが必要にして欠くべからざることです。稼働前と稼働後のその数値の推移を考察・検討することがなければ、なんの意味もないとはいませんが、意味も薄れてしまいます。また、地域住民に分かるように公表方法を工夫することが大事です。(「必要ならば問い合わせ下さい」「ホームページに掲載しております」では不十分であることは言うまでもありません)。</p>	<p>・事業者における自主的な取り組みとして、大気質及び気象調査を行った地点において、現況把握のための空間放射線量の測定を行い、施設稼働後においても、同地点でモニタリングのための測定を実施してまいります。その結果については、組合等のホームページで公表するとともに、情報紙を発行し、地域住民の皆様への回覧を行ってまいります。土壌中の放射性物質濃度については、必要に応じて調査を実施してまいります。</p>

No.	準備書での該当箇所			意見内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
56	事業全般	—	—	<p>◎佐久市平根地区(下平尾・上平尾・横根・紅雲台)が字舟ヶ沢・棚畑地籍を用地として新クリーンセンター候補地に名乗りを上げ、それが佐久市によって決定されました。行政的・法制的には確かに地元は平根地区にあたりますが、焼却施設の稼働に伴う日常の影響とその後の蓄積された影響を受ける可能性の大きい地域は、今回の環境アセスメント調査結果を待つまでもなく、御代田町の面替・豊昇・児玉地区等であることは明白です。地勢的・生活環境的には、まさに「地元」です。環境に一番大きな影響のある御代田町に対して一定の配慮がなされるべきです。この施設からみて御代田町(特に狭く限ってみても面替地区)は地元にあるという認識をもっていただきたい。焼却施設の建設・稼働に際しては、当局はそれにふさわしい配慮と対応が必要です。</p> <p>◎地勢的・生活環境的「地元」と基本同意書(覚え書き・協定書ないしは他の名称でも)の提携が必要。</p> <p>・佐久広域連合の新斎場(火葬場)を佐久市長土呂地籍に建設するにあたっては、佐久市は次のような書類を地元と取り交わしています。</p> <p>①地元区の佐久市長土呂区と佐久市により、「斎場整備に関する覚え書き」が締結されました。</p> <p>②隣接区の佐久市西屋敷区及び小諸市御影区から佐久市に対し同意書が提出されました。</p> <p>・クリーンセンター(焼却施設)建設に際しては、隣接区である御代田町の面替区(豊昇区・児玉区)に未だに同意書を求めておりませんが、どういことでしょうか。</p> <p>◎地勢的・生活環境的「地元」に対して、条件とそれ相応の関わり方があるはずはです。</p> <p>◎クリーンセンターはなくてはならない必要な施設です。その認識の上になっても、環境への影響等を鑑みると、同時に「迷惑施設」であることは他言を要しません。(環境評価準備書では、環境への影響をできるだけ少なくするという姿勢や手立てへの見通しを考慮してもらえることは理解できますが)。</p> <p>次のことを何らかの形で約束・実行していただきたい。</p> <p>※①何年後かにクリーンセンター(焼却炉)を再建する時には、今回の地籍とは異なる地域へ移動すること。←このことを御代田町の地勢的・生活環境的「地元」ないしは御代田町と約束する書類を交わすこと。(「覚え書き」「同意書」「協定書」いずれかの形で)。</p> <p>②地勢的・生活環境的「地元」と「公害防止協定」を結ぶこと。</p> <p>③環境アセスメント調査時の諸調査の数値と、稼働後のモニタリングの数値を常に並置して適切な方法で公表すること。</p>	<p>・事業者といたしましては、今後においても、建設地である平根地区はもとより、御代田町面替区などに対しまして十分な配慮及び対応を図ってまいります。施設の稼働年数については、現時点において、安全に稼働できる期間は施設を利用してまいりたいと考えております。今後、施設の更新時期を迎える前に、次期施設に係る整備計画の検討にあたりまして、事前に地元及び関係地区と十分に協議をしております。</p> <p>また、平成26年11月を目途に、施設建設の同意となる地区協定の締結に向けて、地元及び関係地区、御代田町などと協議を重ねてまいります。事後調査結果については、組合等のホームページで公表するとともに、情報紙を発行し、地域住民の皆様への回覧を行ってまいります。</p>